

# イベントに着目したパークマネジメントの可能性に関する研究

大阪大学大学院経済学研究科 田辺 稔規  
大阪大学大学院工学研究科 鳴海 邦碩  
大阪大学大学院工学研究科 加賀 有津子

## 1. 研究の背景と目的

近年、我が国の公園では、緑地や施設の整備、維持管理、利用の管理等に軸が置かれていた公園管理から、多くの人々のアクティビティを生むと共に、地域においても防災や地域コミュニティ活動の場等となるような公園の実現に向けた管理運営のあり方が問われている。また、様々な学会において、このような管理運営について『パークマネジメント』という言葉を用いて、学識者や公園の現場で活躍する者を中心に議論されており、公園利用者の視点から利用や管理の枠組みを見直し、そこから管理運営に必要なコストやマンパワーを捻出するようなマネジメントへの転換が言われている<sup>1)</sup>。行政による政策としても、2003年、公園利用者へのサービスの向上、管理運営費の削減を目的として、指定管理者制度が施行され、公園の管理運営業務を民間企業等に委託する事が可能となり、今後の動向が期待されている。

そのような中、ニューヨーク市のブライアントパークや、我が国の国営公園、日比谷公園では、法制度の規制緩和等により公園の利用や管理に関する枠組みを広げて、民間企業やNPO団体、市民等にイベント実施の募集を行い、それらの組織や個人からイベントに必要なコストやマンパワーを捻出するといった新しい試みが行われている。特にブライアントパークでは、定期的にイベントを実施し、利用者へのサービスを高めると共に、イベントの収益を、公園の管理運営費の約4割に還元しており、新たなパークマネジメントの可能性が感じられる。しかし、その一方で、我が国の一般的な公園を振り返ると、イベントは、都市公園法や都市公園条例によって制限され、公園管理者の許可が必要な行為とされているのが現状であり、公園でのイベントの実態は、あまり把握されていない。

そこで、本研究は、イベントに着目し、都市公園におけるイベントの実施状況やイベントに対する公園管理者の考え方、イベントをよく実施している公園の特徴やマネジメント体制について基礎的な調査を行い、新たなパークマネジメントの構築に向け、公園でのイベントに対する枠組みの現状について考察する事を目的とする。

## 2. 調査対象と研究方法

本研究では、大阪府、兵庫県を事例として取り上げ、まず、その府庁、県庁、各市町村の行政の公園管理運営担当者として、指定管理者制度を導入している地区においては、公園管理を委託されている指定管理者も対象に、アンケート調査を行った。アンケートでは、回答者が、管理している

公園全てに対して回答する事は困難であると判断し、回答者自身に管理している公園の中で最もイベントが実施されている公園を挙げて頂き、その公園について回答してもらっている。アンケートの設問は、イベント実施の実態として、「イベント内容」「イベントの実施団体」「イベントの事業費の財源」「イベントの収益の運用先」を、イベントに対する公園管理者の考え方として、「イベントの実施理由」「イベント実施に対する許可の考え方」について尋ねた。アンケートの配布・回収は、郵送により行い、行政に対しては、2006年11月24日に配布し、12月8日までに回収した。また、行政へのアンケートで、指定管理者制度の導入の有無について尋ね、その結果と行政のホームページを調査して確認出来た指定管理者に対して、2006年12月12日に配布し、12月末日まで回収した。アンケートの配布・回収状況は、行政が、配布全77票に対し、有効回答26票(有効回答率35.6%)、指定管理者が、配布全38票に対し、有効回答24票(有効回答率63.2%)となった。行政の有効回答率が低いのは、イベントを実施していないといった回答が多かったためである。

そして、上記のアンケート結果から、特にイベントを実施している4公園を抽出し、その公園管理者に対し、イベントの実施に繋がっている要因として考えられる公園の特徴やマネジメント体制についてヒアリング調査を行った。

## 3. イベント実施の実態と公園管理者の基本的な考え方

### 3.1 イベント実施の実態

#### (1) イベントの実施内容

イベント内容の結果を、図1、図2に示す。行政が管理する公園では、「お祭」が最も多く、「防災活動」や「フリーマーケット」、「野菜や草花販売」が続く。指定管理者が管理する公園では、「スポーツ」が最も多く、次に「花壇やビオトープづくり」、「自然観察」となっている。行政と指定管理者の両方をまとめて見ると、イベント内容の分類別として「自然・環境系」がよく実施されている傾向が確認出来る。また、夜間のイベント(17時以降)については、日中のイベントと比較して、全体的にあまり実施されていない。

#### (2) イベントの実施団体

イベントの実施団体の結果を図3、図4に示す。行政が管理している公園では、「市民活動団体」が最も多く、次に「公園担当以外の部局・課」が続く。指定管理者が管理する公園では、「指定管理者」が圧倒的に多く、次に「市民活動団体」、「テーマ活動団体」が続き、指定管理者自

身がイベントに積極的な事が伺える。

### (3) イベントの事業費の財源

イベント事業費の結果を図5、図6に示す。行政は、「その他」が最も多く、次に、「公園担当以外の部局・課からの拠出金」が続く。これは、行政が管理する公園におけるイベントの実施団体として、「公園担当以外の部局・課」が多いためと考えられる。「その他」は、ボランティア、自治会費、緑化組織からの補助金といった回答である。指定管理者は、「管理委託料」が最も多く、次に「イベントの参加費」が続く。「管理委託料」が多いのは、イベントの実施団体が「指定管理者」自身が多いからだと考えられる。行政と指定管理者の両者を比べると、イベントの事業費の財源からも、指定管理者は、管理者自らがイベントを推進して行っている事が伺える。

### (4) イベントの収益の運用先

イベントの収益の運用先の結果を図7、図8に示す。行政は「その他」が最も多く、次に「イベントの企画や運営者の収入」と続く。「その他」の内容は、収入はないとの回答が多かった。また、条例により営利行為は禁止されているというような回答や、イベント主催者から占用料を頂くが収益ではないという回答もあり、収益を得るという行為に対し、行政は抵抗がある事が伺える。指定管理者は、収益の運用先として「公園の財源」が最も多く、次に「指定管理者の収入」と「その他」が続く。そして、「公園の財

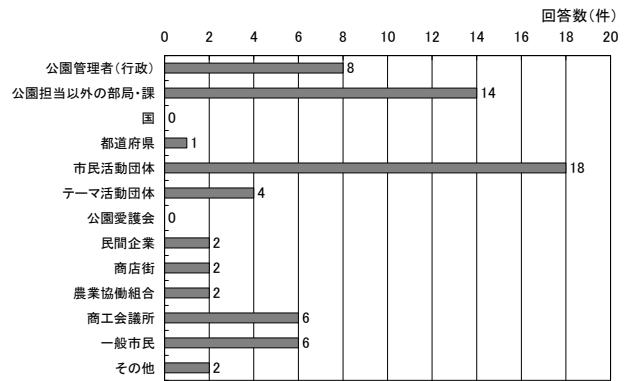


図3 イベントの実施団体(行政)

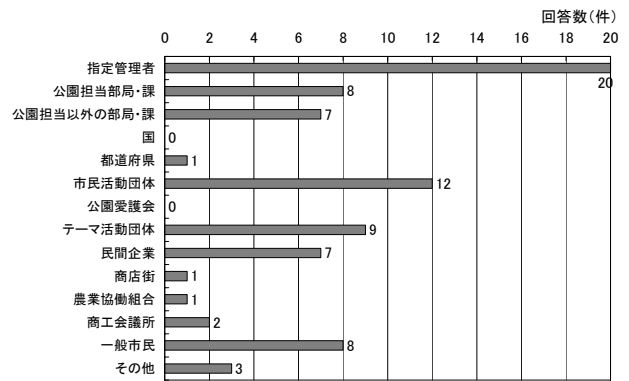


図4 イベントの実施団体(指定管理者)

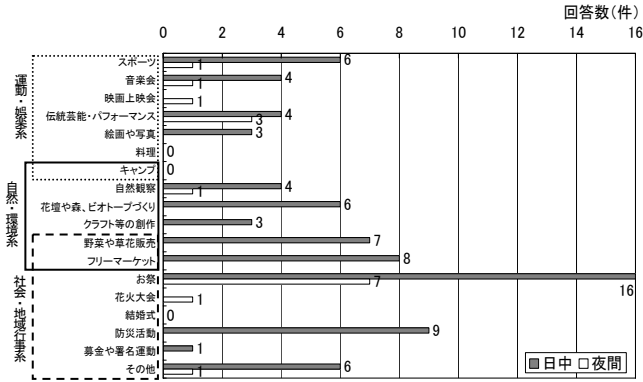


図1 イベント内容(行政)

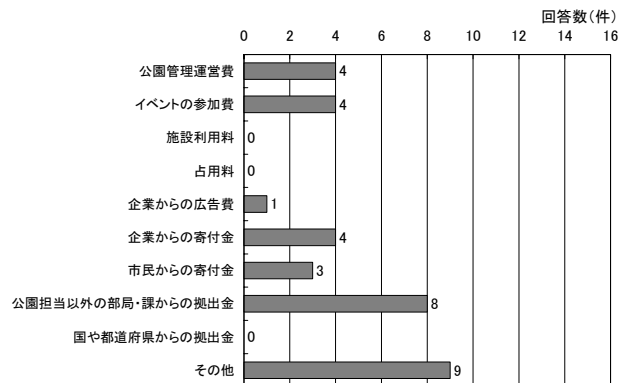


図5 イベントの事業費の財源(行政(複数回答))

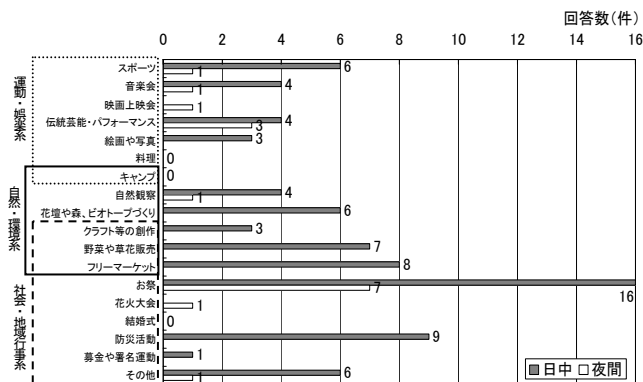


図2 イベント内容(指定管理者)

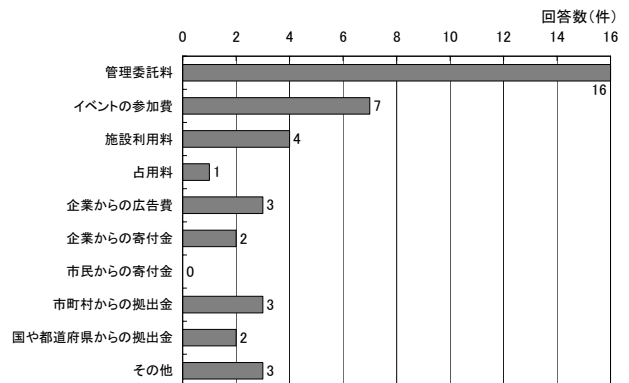


図6 イベントの事業費の財源(指定管理者(複数回答))

源」の中で、どのような公園の管理業務に収益を使用して  
いるか尋ねると、緑地や施設の維持管理、イベントの事業  
費といった回答内容であった。

### 3.2 イベントに対する基本的な考え方

#### (1) イベントの実施理由

イベントの実施理由の結果を図9、図10に示す。行政は、  
「その他」が最も多く、次に、「利用者への魅力やサービ  
スの向上」、「公園の設置目的の達成」、「地域活動やボ  
ランティア団体の参加の支援・促進」が続く。「その他」  
の内容は、緑化の推進・啓発、観光政策の推進といったも  
のや、行政がイベントを実施していない公園もあったため、  
各実施団体の申請によるといった回答もあった。指定管理  
者については、「利用者への魅力やサービスの向上」が最  
も多く、次に「公園の設置目的の達成」、「市民参加の支  
援・促進」が続く。また、「収益」を、理由として行政は  
ほとんど挙げていなかったが、指定管理者は若干の回答が  
あり、イベントによる収益効果を期待する組織の存在が確  
認出来る。そして、指定管理者は、イベント実施の理由と  
して様々挙げており、公園の管理運営における重要な役割  
を担っていると考えている事が伺える。

#### (2) イベント実施に対する許可の考え方

イベント実施に対する許可の考え方の結果を図11、図12  
に示す。行政、指定管理者両者とも、「イベント内容が誰  
もが参加出来るようなものである」が最も多く、次に「イ  
ベントの主催者や運営者に公園管理者や行政、市民活動団  
体等の公共的な団体が関連する」が続く。また、比較的  
に、イベント内容に関する事の方が、許可の可否に関係する事  
が伺える。

### 4. イベント実施に繋がる公園の特徴とマネジメント体制

ヒアリング調査は、行政が管理している公園として、六  
湛寺公園（所在：兵庫県西宮市、管理者：西宮市環境緑化

部公園緑地グループ）、深田公園（所在：兵庫県三田市、  
管理者：三田市経済建設部公園緑地課）、指定管理者が管

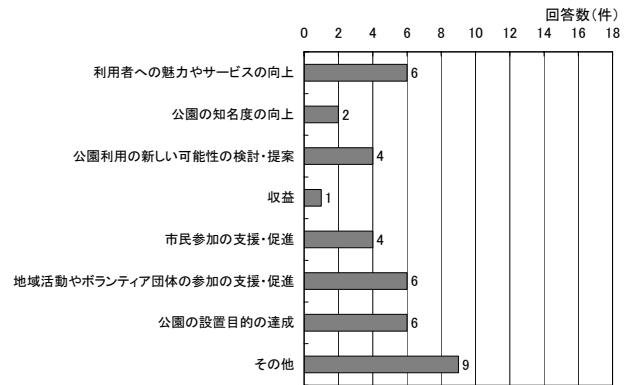


図9 イベントの実施理由（行政（複数回答））

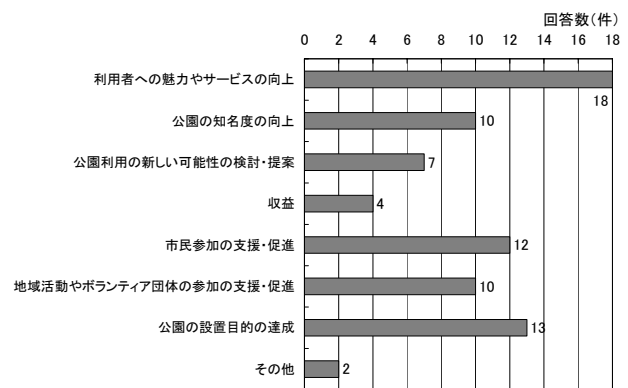


図10 イベントの実施理由（指定管理者（複数回答））

イベント内容に関する事

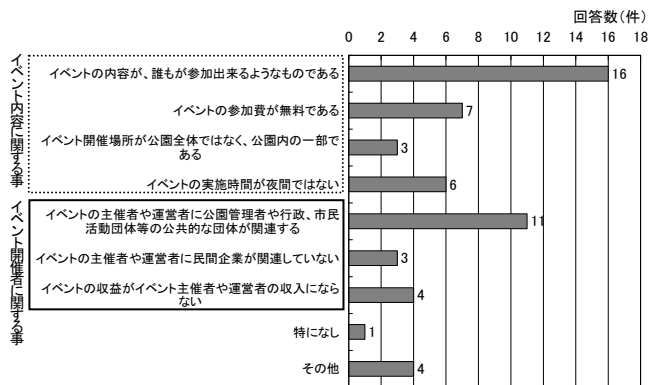


図11 イベント実施に対する許可の考え方（行政（複数回答））

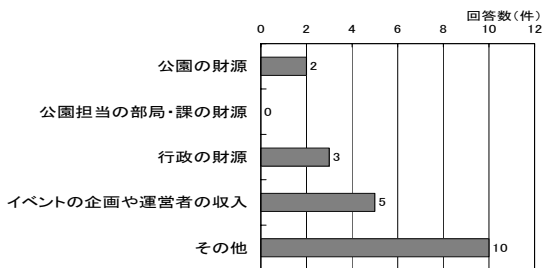


図7 イベントの収益の運用先（行政（複数回答））

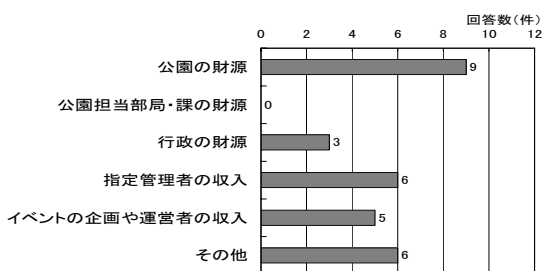


図8 イベントの収益の運用先（指定管理者（複数回答））

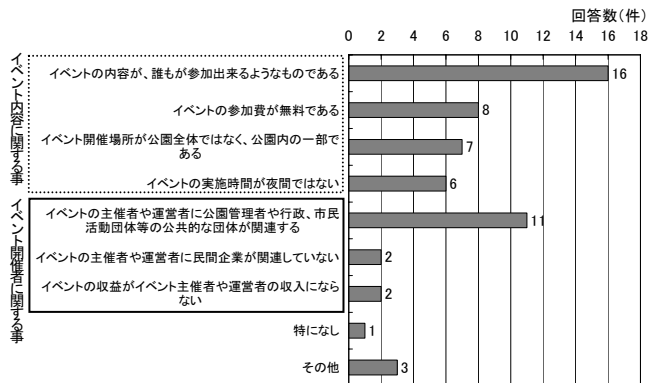


図12 イベント実施に対する許可の考え方（指定管理者（複数回答））

理している公園として、りんくう中央公園（所在：泉佐野市、管理者：財団法人泉佐野市公園緑化協会）、芦屋市総合公園（所在：兵庫県芦屋市、管理者：ヘッズグループ）に対し行った。

六湛寺公園は、注目を集めやすい市役所前という立地であると共に、駅からのアクセス性が高いという利点から、公園管理者と異なる組織によりイベント利用されている。そして、公園管理者は、このような他組織が実施のイベントに対し、公園の使用占有許可の申請手続きを行う程度で、イベントを公園の催し物として捉え、イベントの広報等をするといった関与はない。ただ、六湛寺公園では、同じ環境緑化部である花と緑グループが取り組む地域住民との花壇づくり活動等がイベント実施に繋がっている。

深田公園では、公園管理者によるイベントの実施はなかったが、公園内に立地する人と自然の博物館（管理者：兵庫県）により、イベントが多く実施されている。博物館の学芸員等の活動の場として、隣接する公園が利用され、それが公園でのイベントへと展開している。また、公園管理者は、このようなイベントに対し、使用占有許可の申請手続きを行う程度である。

りんくう中央公園では、公園利用者へのサービスの向上や利用者増を目的に、泉佐野市公園緑化協会が主体となりイベントを実施している。また、泉佐野市公園緑化協会は、普段から、公園以外で実施されているイベントに対しても協力し、泉佐野市の公園担当以外の部局や地域活動団体とコミュニケーションを図っており、泉佐野市青年団協議会が実施しているイベントをりんくう中央公園に誘致したというケースもある。イベントの事業費については、泉佐野市公園緑化協会自身で情報紙を制作し、その広告収入を還元するといった工夫も行っている。

芦屋市総合公園では、ヘッズグループが、公園の知名度の向上や公園利用の可能性の探求等を目的に、イベントを積極的に実施している。ヘッズグループは、市民の声を聞く場として管理運営協議会を設けると同時に、開園当初から活動している公園ボランティアグループのサポートも行い、このグループによるイベントが多く開催されている。また、イベントの事業費は、管理委託料やイベント参加費が主であるが、イベントの協賛会社からの広告収入を還元するといった試みも行っている。

以上、4公園へのヒアリングから、まず公園内外に隣接する市役所や博物館等の施設がイベント実施に影響している事が分かった。そして、指定管理者は、イベントを公園の魅力として捉え、自ら多く実施している事が明らかとなった。また、行政の公園担当以外の部局や地域活動団体、市民等と普段からコミュニケーションを取り、様々な組織とのネットワークを形成したり、サポート体制を構築したりする事はイベント実施に繋がりがやすい事が伺える。

## 5. まとめ

以下に、公園におけるイベントに対する枠組みの現状に

ついでに考察を述べる。

### (1) イベントに対する公園管理者の関りについて

行政は、基本的に自らイベントを開催する事は若干であった。また、行政とは異なる他組織が実施するイベントに対し、使用占有許可の手続きを行う程度であり、他組織が公園でイベントしやすい環境が整っているとは言い難い事が分かった。一方、指定管理者は、自らイベントをよく実施しており、イベントに対し、利用者へのサービスの向上、公園への市民等の参加の機会として捉えている事が明らかとなった。そして、市民や地域活動団体等から話を聞く場を設置し、そのような他組織がイベントを実施しやすい環境を整える工夫をしているケースも伺えた。

### (2) イベント実施が成立しやすい内容と実施体制について

イベント内容としては、お祭や防災活動といった社会・地域行事系、自然観察や花壇・ビオトープづくりといった自然・環境系が比較的多く、野菜や草花販売といった商行為を伴うイベントも実施されている事が分かった。お祭のような伝統的に長年続いている行事、防災や緑化に関する意識を高めるものについてのイベントは成立しやすいと考えられる。また、ヒアリングによると、フリーマーケットや野菜の販売といったイベントは、業者が商売として実施したり、各個人の収益に直接繋がったりするものでなく、地域住民が不要物のリユースを目的として行い、環境に対する意識の向上を図るものや、農業等の地域産業の活性化に繋がる場合に許可しているとの事である。これらの事から、環境や地域活性化に関する取組みとしてイベントを位置付ける事は、イベントを成立させる上で重要であり、その際、イベントで発生した収益の流れを明確にする事も大切な点であると考えられる。そして、この収益の流れについては、公園管理者自身がイベントを行う際において、行政は、利益を上げる事自体に消極的であったが、指定管理者では、公園の財源に還元するといった回答もあり、そのような取組みも可能な事が伺える。さらに、イベント内容に関しては、誰もが参加出来、参加費が無料である事も公園管理者がイベントを許可する上で基準としている事が分かった。

イベントの実施体制については、行政や指定管理者といった公園管理者が行うイベントはもちろんの事、一般市民や市民活動団体が行うものは成立しやすい事が明らかとなった。ただ、民間企業によるイベントも実施されており、イベントの開催者に民間企業が関連していないという事よりも、公園管理者や市民活動団体等の公共的な組織が関連している事が重要視されていると考えられる。

### 【参考文献】

- 1) 金子忠一「総合化・複合化する公園管理とランドスケープ・マネジメント技術」、ランドスケープ研究、VOL.106 NO.7、PP266 - 267、社団法人日本造園学会